

経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）抄

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（調査日）</p> <p>第四条 経済センサス基礎調査は、平成二十六年七月一日（以下「調査日」という。）現在によって行う。</p> <p>（名簿等の作成）</p> <p><u>第十一条 総務大臣は、経済センサス基礎調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス基礎調査に先立って法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前把握確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前把握確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査調査用名簿を作成するものとする。</u></p> <p>（調査の方法及び期間）</p> <p><u>第十二条 第八条第二項各号（同項第三号を除く。）に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同項第一号、第二号、第四号及び第七号に掲げる調査事業所にあつては調査員（同条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この項、第三項及び第十四条第三項において同じ。）が調査票を担当調査区内の第八条第二項第一号、第二号、第四号又は第七号に掲げる調査事業所を有する会社、会社以外の法人又</u></p>	<p>（調査日）</p> <p>第四条 経済センサス基礎調査は、平成二十二年七月一日（以下「調査日」という。）現在によって行う。</p> <p>（新設）</p> <p>（調査の方法及び期間）</p> <p><u>第十一条 第八条第二項各号（同項第三号を除く。）に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同項第一号、第二号、第四号及び第七号に掲げる調査事業所にあつては調査員（同条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この項、第三項及び第十三条第三項において同じ。）が調査票を担当調査区内の第八条第二項第一号、第二号、第四号又は第七号に掲げる調査事業所を有する会社、会社以外の法人又</u></p>

は事業を営むする個人の本所となる調査事業所ごとに、同項第五号及び第六号に掲げる調査事業所にあつては調査員が調査票を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び収集することにより行ふ。

2 4 (略)

5 前各項の規定による甲調査及び乙調査は、平成二十六年六月九日から翌月二十八日までの間において行ふ。

(期間の変更)

第十三条 (略)

(報告の義務及び方法)

第十四条 経済センサス基礎調査に当たつては、第七条第一項各号に掲げる事項のうち、甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項(第十二条第三項の規定により行ふ甲調査にあつては、第七条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ワ及びカに掲げる事項に限る。)について、調査事業所の事業主(当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。)が報告しなければならない。ただし、第八条第二項第一号、第二号、第四号及び第七号並びに第十二条第二項各号に掲げる調査事業所にあつては、同条第三項の規定により行ふ甲調査を除き、当該調査事業所を有する独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、会社、会社以外の法人又は事業を営むする個人の本所となる調査事業所の事業主が当該調査事業所を有する独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、会社、会社以外の法人又は事業を営むする個人の調査事業所の甲調査の調査に係る事項について、一括して報告しなければならない。

2 (略)

は事業を営むする個人の本所となる調査事業所ごとに、同項第五号及び第六号に掲げる調査事業所にあつては調査員が調査票を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び収集することにより行ふ。

2 4 (同上)

5 前各項の規定による甲調査及び乙調査は、平成二十一年六月十七日から翌月二十八日までの間において行ふ。

(期間の変更)

第十二条 (同上)

(報告の義務及び方法)

第十三条 経済センサス基礎調査に当たつては、第七条第一項各号に掲げる事項のうち、甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項(第十二条第三項の規定により行ふ甲調査にあつては、第七条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ワ及びカに掲げる事項に限る。)について、調査事業所の事業主(当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。)が報告しなければならない。ただし、第八条第二項第一号、第二号、第四号及び第七号並びに第十一条第二項各号に掲げる調査事業所にあつては、同条第三項の規定により行ふ甲調査を除き、当該調査事業所を有する独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、会社、会社以外の法人又は事業を営むする個人の本所となる調査事業所の事業主が当該調査事業所を有する独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、会社、会社以外の法人又は事業を営むする個人の調査事業所の甲調査の調査に係る事項について、一括して報告しなければならない。

2 (同上)

3 前二項の報告は、第八条第二項各号に掲げる調査事業所に係る甲調査の場合には調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行い、第十二条第二項各号に掲げる調査事業所に係る甲調査（同条第三項の規定により行い甲調査を除く。）及び乙調査の場合には調査票に記入し、及び当該調査票を次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ当該各号に定める者に提出することにより行うものとする。

- 一 第十二条第二項第一号に掲げる調査事業所及び市町村の調査事業所 市町村長
- 二 第十二条第二項第二号に掲げる調査事業所及び都道府県の調査事業所 都道府県知事
- 三 第十二条第二項第三号に掲げる調査事業所及び国の調査事業所 総務大臣

（調査票等の提出等）

第十五条 （略）

（結果の公表等）

第十六条 （略）

（事業所及び企業の名簿の作成）

第十七条 （略）

（調査区の管理）

第十八条 （略）

3 前二項の報告は、第八条第二項各号に掲げる調査事業所に係る甲調査の場合には調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行い、第十一条第二項各号に掲げる調査事業所に係る甲調査（同条第三項の規定により行い甲調査を除く。）及び乙調査の場合には調査票に記入し、及び当該調査票を次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ当該各号に定める者に提出することにより行うものとする。

- 一 第十一条第二項第一号に掲げる調査事業所及び市町村の調査事業所 市町村長
- 二 第十一条第二項第二号に掲げる調査事業所及び都道府県の調査事業所 都道府県知事
- 三 第十一条第二項第三号に掲げる調査事業所及び国の調査事業所 総務大臣

（調査票等の提出等）

第十四条 （同上）

（結果の公表等）

第十五条 （同上）

（事業所及び企業の名簿の作成）

第十六条 （同上）

（調査区の管理）

第十七条 （同上）

(調査票等の保存)

第十九条 (略)

(調査票等の保存)

第十八条 (同上)